

8月20日～9月12日 夏季休暇中の課外活動について

8月20日から兵庫県に緊急事態宣言が発出されました。それに伴い、8月20日～9月12日の課外活動の形態を以下のとおりとすることが決定いたしました。

各団体において感染予防対策に努めていただくとともに、各競技団体が示す熱中症対策にも努めて活動してください。なお、情勢に伴い変更する可能性があります。

【活動条件】

基本的な感染予防対策は今まで通り徹底して行う

1. **検温、手指消毒、**
大学入構時は、必ず学生会館の検温所を通過し検温を行うこと
2. 密を避ける、ソーシャルディスタンスを保つ
3. 競技時以外でのマスクの着用
競技時は各競技団体の特性を踏まえ、熱中症の対策も踏まえてマスクを外してもかまわない。
4. **更衣時の会話、ソーシャルディスタンスの留意**
5. 活動終了後は速やかに下校する
6. 毎日の行動記録の管理
「Shinwa Smile.net」に掲載している（事務連絡 4/5 学生担当アップ）「毎日の健康観察行動記録票」に毎日の行動を必ず記録すること。また、記録できているか各クラブで責任を持って管理すること。
7. **下宿生の他の友人部屋への訪問、食事、宿泊の自粛**
8. **食事は一人で孤食、黙食をしてください。会食の自粛（外出先、友人宅、自宅）**

※ 課外活動はあくまでも自主的な活動なので、コロナ禍で不安のある学生、又は保護者が不安を唱える場合は無理をせず休んでください。

※ 各クラブで話し合い各自が自覚を持った感染予防の行動を行い、感染拡大を起さないように活動を行ってください。

緊急事態宣言発出による変更点

1. 課外活動の原則中止

ただし、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む。）及び国民体育大会（その予選を含む。）が、1か月以内に予定されている団体のみ活動を許可

※中央競技団体・文化関係連盟とは、各競技について国内のスポーツ・文化を統括する団体である。（例：日本〇〇連盟）

2. 練習試合 不可

※ 現在計画している活動について、1週間以内（8月26日（木））までは認める。

3. 合宿等、宿泊を伴う活動 不可

4. 許可されたクラブの練習時における指導者帯同を必須とします。

【活動形態 詳細一覧】

緊急事態宣言発出(レベル4)	
期間	8月20日(金)～9月12日(日)
活動回数/週	原則中止 ※ 公式戦が1カ月以内にあるクラブは許可制で活動を認める ただし、週2日の休息日を設ける
活動時間	原則中止 ※ 3時間 7:00～20:30 屋外で活動する際は、熱中症対策として11:00～14:00の時間帯を避ける
人数制限	40名を超えるクラブはそれぞれのクラブの 判断に委ねる(2部制に分けてもよい)
学外施設利用	大学が認める学外施設許可
学外施設への 移動手段	公共交通機関 徒歩
スクールバス	許可※
催し物(演奏会等)	催し物 1カ月前に申請許可
公式戦	公式戦1カ月前申請により許可 ※提出期限を過ぎて申請した場合は、顧問及び指導者による 理由書を提出
練習試合 実業団、高校生 クラブチーム	不可
合宿・遠征 宿泊を伴う公式戦	不可 ※ 宿泊を伴う公式戦がある場合は申請をして許可を得る
高校生の練習参加	練習参加承諾書の提出により許可
6号館・体育館 トレーニング室 利用	許可制
防音室利用	許可制
小中学生、高校生 へのクリニック	不可
指導者の帯同条件	必須

【本件に関する連絡先】

文化総部 学生担当 TEL 078-591-3296
 体育総部 スポーツセンター TEL 078-591-1661